

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、グループ共通の理念である『STAND BY YOUR FUTURE～あなたの未来に寄り添い支える～』をスローガンに掲げ、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指しております。グループで展開する各事業は、豊かで安心な社会の実現に深くかかわっており、「グループに関わるすべての人と社会の未来に寄り添い支える」という私たちの志をスローガンで示しております。当社を含むグループ各社は、グループ理念に基づき戦略を策定し、遂行していくことにより、志をひとつにした企業価値の向上を目指してまいります。

社会と調和した健全な倫理観に基づく、企業利益と社会的責任が調和した誠実な企業活動を目指す当社において、コーポレート・ガバナンスの強化は内部統制機能や経営監督機能を確保し、取締役会における意思決定の透明性と公正性、ならびに業務執行の有効性・効率性を高めるものであり、ステークホルダーに対して説明責任を果たすうえでも不可欠なものとして位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォームの利用】

当社の株主構成等を勘案したうえで、現時点では議決権の電子行使を可能とする環境作りは行っておりません。また、海外投資家への対応としては、英訳された招集通知を当社ウェブサイトにて公表しております。議決権電子行使プラットフォームの利用につきましては、今後も機関投資家や海外投資家の比率等の推移を注視しつつ、利用開始時期の検討を継続してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、持続的な成長に必要な資金や原材料、商材の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先との良好な関係の維持・強化により、円滑な事業運営を図るために必要と判断する企業の株式を保有しております。保有株式につきましては、財務部門を担当する取締役が毎年、個別の銘柄ごとに保有目的、含み損益、簿価と時価、配当状況、取引高を評価項目として、政策保有の意義、経済合理性など検証し、その内容を取締役会で審議しております。政策保有の意義が不十分な株式、あるいは資本政策に合致しない株式については縮減することを基本方針としております。

保有株式の議決権の行使につきましては、対象となる議案につき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、対象会社の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを個別に精査し賛否を判断しております。当社グループの企業価値および株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案にかかわらず、議案を肯定する議決権の行使はいたしません。なお、当社の株式を政策保有株式として保有する相手先から、売却等の意向が示された場合には、当社は、その売却を妨げないこととしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は株主の利益を保護するため、取締役や監査役等との間で利益相反が生じる可能性のある取引につきましては、取締役会において事前に審議することとしております。取締役会は関連当事者間取引により、株主の利益が害されないか、また、法令や社内規程に適合した取引であるか等を確認したうえで、取引の承認をしております。なお、当該取引が実施された場合は、取引状況を取締役会において定期的に報告することを求めています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成のみならず、当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえて、財務部門を担当する取締役が責任者となり、運用機関から定期的な情報入手を行い、運用状況の管理(モニタリング)を行っており、必要に応じて運用機関との対話の場を設けております。また、担当者は外部セミナーへの出席などを通じて専門性を高めることに努めております。今後も人事面や運営面の仕組みを強化すべく、適切な資質を持った人材の育成や計画的な登用・配置に取り組んでまいります。

【原則3-1(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画】

フルサトグループは、経営理念において「グループにかかわるすべての人と社会の未来に寄り添い支える」をグループの志として掲げております。その志のもと、持続可能な社会の実現をサポートするために、グループが永続的に成長可能で、社員がいきいきと安心して力を発揮し活躍できる環境を目指すべき理想としています。そこにおいて生み出される“UNIQUE”な発想は、お客様の期待に応え喜ばれる価値となることで、差別化を果たし収益力を強化いたします。さらに、お客様に喜ばれる価値を創造することは、社員に働くことの意義を見出させ、士気を高めることにつながります。

グループ理念に基づいて、“UNIQUEな発想による価値創造経営の推進”を基本方針と定めております。コア事業の強化に加え、お客様の新たなニーズに対する強みの深化、新たな成長分野の発掘、育成等を手段として、複数の市場に展開し、高い成長領域への経営資本の配分を目標とする『事業ポートフォリオ経営』の追求に注力しております。なお、以下の図はPDF版のみの掲載とさせていただきます。



中長期的な経営戦略・経営計画

2021年3月期は、経営の基本方針である“UNIQUEな発想による価値創造経営の推進”のもと、経営基盤の強化、企業価値の向上を目的とした3か年の中期経営計画をグループ一丸となって遂行する初年度とする予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が経営に与える影響を合理的に算定することが困難であるとの判断から、中期経営計画の策定を見送ってまいりました。今後、改めて中長期的な経営戦略の策定に取り組み、速やかに開示いたしますと共に、新たな枠組みにおいて目標の達成を目指してまいります。

【原則3-1(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方】

本報告書の「1-1 基本的な考え方」に記載しております。

【原則3-1(3) 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き】

取締役の報酬を決定する際には、取締役会のもとに設置された過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬協議委員会において個別・具体的な内容を検討し、その協議内容を取締役に報告し審議することで、透明性および客観性を確保しております。取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続きにつきましては、本報告書の「にある「インセンティブ関係」および「取締役報酬関係」に記載しております。

【原則3-1(4) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名方針と手続き】

当社では、取締役会のもとに指名・報酬協議委員会を設置しており、経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者についての協議を行い、取締役会にその協議内容を報告し、取締役会の審議を経て候補者を決定しております。委員会は社外取締役が過半数を占める構成としており、委員長には社外取締役が選任されております。

取締役候補者の選定にあたっては、優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れていること、時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できていること、当社グループの経営戦略の策定および実行に貢献できる知識・能力および幅広い経験を有していること、自らの資質向上に努める意欲が旺盛なことなど、また、社外取締役については、会社法および東京証券取引所の定める独立性要件を満たす者であって、上記に代えて、企業経営、学術、行政、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有していること、などの選定基準を踏まえて委員会で協議を行い、取締役会の審議により決定しております。

監査役候補者の選定にあたっては、職務を遂行する上で必要な強い意思と優れた人格を有していること、当社グループに対する深い理解に基づき、当社における監査役監査に貢献できる知識・能力・経験を有していること、当社の監査役に求められる役割・職責を適切に果たす上で必要な時間・労力を確保できること、また、社外監査役の候補者については、会社法に定める社外監査役の要件を満たす者であって、上記に代えて、企業経営、学術、行政、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有していること、などを指名の条件としており、監査役会の同意を得たうえで取締役会に付議し決定しております。

また、経営陣幹部については、グループ経営の陣頭に立つ資質を有していること、現在まで適正に業務を執行してきたと認められる者であること、職責を十分に果たして着実に成果を上げている者であること、または成果を上げることが期待できる者であること、などの基準を満たしている候補者を指名し、取締役会の審議により決定しております。

経営陣幹部、取締役ならびに監査役が、公序良俗に反する行為を行った場合、職務懈怠により企業価値を著しく毀損させた場合、選定基準に定める資質が認められない場合など、経営陣幹部、取締役ならびに監査役を解任すべき事情が生じた場合は、指名・報酬協議委員会における協議を経た上で取締役会が決定し、法令に基づき解任手続きをとります。

【原則3-1(5) 取締役等の個々の選解任・指名についての説明】

取締役等の個々の選任・指名についての理由は、「第63回定時株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しておりますのでご参照ください。なお、取締役および監査役の解任の決定手続きは、会社法の規定に従って行うことといたします。

http://www.furusato.co.jp/wp-content/uploads/2021/06/cn_2021_jp.pdf

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会の意思決定の範囲は、法令ならびに定款に定めがあるほか、当社の事業に関する重要事項等につきましては、社内で設けている「取締役会規程」ならびに「取締役会決議事項と付議基準」により取締役会で決議しております。これらに定められた以外の事項に関する意思決定、ならびに取締役会に報告すべき事項につきましては経営陣に委任しております。

【原則4-8 社外取締役の有効な活用】

当社は、独立性のある立場で、経営の監督および助言を行い、取締役会の機能向上と透明性を確保する役割を果たし得るとの判断から、法務分野に知見のある弁護士1名と、会計・財務に知見のある公認会計士1名のあわせて2名を独立社外取締役として選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が、社外取締役を選定するにあたっては、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件を満たしており、それに加えて当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる、豊富な経験と専門的な知見を有していることを重視しております。

【補充原則4-11-1 取締役会の構成等に関する考え方】

当社は、実質的な議論が機動的に行える取締役会の規模は10名以内との判断から、その旨を定款に定めており、現在の取締役の員数は7名となっております。取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性などに関する考え方については、本報告書の「【原則3-1(4)取締役・監査役の指名方針と手続き】」に記載しておりますが、社内取締役については、当社のグループ理念や経営戦略などを踏まえつつ、これまでの業務経験や、それにより得た知見などを重視した審議を通して、取締役としての資質を有した人物を選任しております。

社外取締役については、豊富な経験と実績、専門的な見識を有する人物を選任しており、その構成は弁護士1名と公認会計士1名であり、そのいずれもが独立基準を満たしております。社外取締役は、法務や財務・会計からの観点のみならず、その知見や経験を活かして当社の経営戦略の策定や業務執行の監督にも参画しております。

また、監査役の員数は3名であり、うち2名は独立基準を満たしている社外監査役を選任しております。常勤監査役は、当社と当社グループに対する深い理解を有しており、当社における監査役監査に貢献できる知識・能力を備えた人物を選任しております。社外監査役の構成は、財務・会計に関する十分な知見と豊富な経験を有する公認会計士1名と、高い専門性と見識、それを生かすことができる経験を有する弁護士1名を選任しております。

当社は、知識・経験・能力を全体としてバランスよく整えた取締役会の構成を基本方針としており、社外取締役2名のうち1名は女性としておりますが、取締役会の適正規模、実効性の確保などを勘案しつつ、ジェンダーや国際性の面での多様性確保について引き続き検討をまいります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外を含む取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合、当社の取締役または監査役としての責務を果たすために必要な時間と労力を確保できる適切な兼任数までとしております。取締役と監査役の兼任状況や取締役会への出席状況につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類や、有価証券報告書等の開示書類に記載しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社では、取締役会全体の機能向上を目的として、取締役会の実効性評価を行っております。評価の方法としては、アンケートの実施や2名の社外取締役と社長との協議において抽出された課題点に関する取り組みを取締役会場で意見交換するなどにより行っております。

これまでの実効性評価の結果からは、当社取締役会の規模・構成・運営状況等は概ね適切であり、経営上重要な意思決定や業務執行の監督を行うための体制が構築されていること、および、取締役会においては、各構成員が果たすべき役割を十分に理解し、社外役員からは知見・経験を活かした発言がなされており、多角的な議論が行われていることが確認できました。

委員の過半を独立社外取締役で構成されている指名・報酬協議委員会の構成・規模についても適切であり、指名・報酬などの重要な事項の検討にあたっては、独立社外取締役の適切な関与や助言が得られていることを確認いたしました。また当社取締役会は、引き続き関連な議論を行い、事業ポートフォリオの更なる充実を含めた、グループ全体の戦略的な方向性を示す役割をより強く果たしていくこと、および経営の監督機能の強化に注力していくことが重要であるとの認識を共有しております。

実効性を高めるための本事業年度の取り組みとしては、グループの成長に伴い重要性が増しているグループガバナンスの強化について議論を進めてまいりました。具体的には、企業グループ全体の価値向上を図る観点から、関係会社管理規程の見直しを含めグループ内における戦略的な権限配分のあり方についても検討を行い、グループ経営において「守り」と「攻め」両面でいかにガバナンスを働かせるか、事業ポートフォリオをどのように最適化するかなど、グループガバナンスのあり方についての議論を進めております。

今年度は、これまでの協議内容を踏まえた議論を重ねていくことで、取締役会の実効性を高めつつ、グループの企業価値向上と持続的成長の実現を目指してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニング】

当社は、取締役および監査役がその責務を実効的に果たすために必要となる法令やコーポレートガバナンス、リスク管理等に関する知識修得の機会を提供し、その費用を負担しております。また、就任以降も適宜、法改正や経営課題に関する情報の提供を行うとともに、必要に応じて外部機関の研修等も活用しております。加えて、社外取締役、社外監査役に対しては工場や配送センターを含む拠点見学等を実施し、当社の経営方針や事業内容について理解を深められる場を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主と建設的な対話を行うに際して、情報開示の一貫性を確保するためにIR担当取締役を選定しております。また、株主との対話を補助するIR担当窓口をグループ経営企画部とし、関連するグループ各社の各部門とも連携して、法令等を遵守した情報開示に努めております。IR担当役員とIR担当窓口の社員は、未公表の重要な内部情報（インサイダー情報）が外部へ漏洩することを防止するため、「内部者取引管理規則」に基づき、情報管理責任者と連携を図り情報管理を徹底しております。

当社は、株主・投資家との建設的な対話を通じた企業価値の向上を図るためには、重要情報の適時・適切な開示が重要との考えのもと、当社ウェブサイトでの法定開示に加え、決算説明の模様を動画配信し、当社ウェブサイト内の「IRライブラリー（日本語版・英語版）」では、四半期ごとの決算説明資料、アニュアルレポート、時系列財務データなども開示しております。

また、機関投資家に向けては、個別訪問に加えて、第2四半期、通期の決算発表後に決算説明会を開催し、決算の概要と今後の見通しに関するプレゼンテーション等を行っております。これらの場で把握することができた、株主や投資家からの意見や懸念等は、グループ経営企画部が作成する議事録等の報告書により、取締役および経営陣幹部などグループ内の関係者に定期的に報告されております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エフアールティ	2,753,861	18.89
株式会社三菱UFJ銀行	707,840	4.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	703,300	4.82
日本生命保険相互会社	496,640	3.40
古里 龍平	401,500	2.75
神鋼商事株式会社	386,800	2.65
阪和興業株式会社	344,000	2.36
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	330,700	2.26
フルサトグループ従業員持株会	319,529	2.19
清和鋼業株式会社	292,820	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にございません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武智 順子	弁護士											
中務 裕之	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武智 順子	○	独立役員に指定しております。	弁護士事務所に籍をしておりますが、当社から同事務所に多額の支払い報酬は発生しておりません。また、当社株を所有していないことから一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
中務 裕之	○	独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社との間に特別な利害関係もなく、当社株を所有していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬協議委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社では、経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名、ならびに取締役の報酬に関する審議の透明性と客観性を高めることを目的として、取締役会のもとに任意の機関である指名・報酬協議委員会を設置しております。指名・報酬協議委員会の委員長は社外取締役が選任されており、委員の過半数は社外取締役で構成されております。指名・報酬協議委員会は、取締役会からの依頼に基づき協議を行い、その協議内容を取締役に報告しております。

Web環境も利用した当事業年度における委員会の協議は、2020年度に支払う役員報酬の額および個別の役員賞与の額に関する協議(2020年4月17日、4月26日)、グループ会社を含めた取締役候補者に関する協議(2021年1月12日)、2021年度に支払う個別の役員賞与に関する協議(2021年3月30日)、取締役候補者、監査役候補者の指名と、経営陣幹部候補者の指名に関する協議(2021年4月13日)等がその内容となります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査室より内部監査の方針と実施計画および内部監査の結果報告を受けるとともに、期初の計画策定時、定期内部監査報告書、フォローアップ監査報告書の閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。また、会計監査人の監査計画、四半期レビュー報告および監査報告の聴取、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、監査来訪時に定期的に情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。

内部監査室は、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。また、内部統制部門は、内部監査室、監査役および会計監査人より監査の概要について報告を受けております。改善に取り組む事項がある場合は、内部統制部門が改善に取り組む仕組みを構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
岩城本臣	弁護士												
日根野文三	公認会計士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩城本臣	○	独立役員に指定しております。	弁護士としての専門知識・経験を有しており、これらの知見を生かし、監査役としての役割を期待できるため。
日根野文三	○	独立役員に指定しております。	公認会計士、税理士としての長年の経験及び専門知識を有しており、これらの知見を生かし、監査役としての役割を期待できるため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

(取締役会への出席)

当事業年度(2020年4月1日～2021年3月31日)におきましては、合計14回の取締役会を開催し、武智順子氏、中務裕之氏、岩城本臣氏、日根野文三氏全員全てに出席いたしました。

両社外監査役は、適宜質問を行い、意見を述べるなど、監査機能を十分に発揮され、武智順子氏は、弁護士として、中務裕之氏は公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(監査役会)

当事業年度(2020年4月1日～2021年3月31日)におきましては、合計15回の監査役会を開催し、岩城本臣氏、日根野文三氏ともに全てに出席いたしました。

両社外監査役は、監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会等に出席し、重要な書類の閲覧や子会社の調査等を行い、十分に監査機能を発揮いたしました。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役に対しては、業績連動型株式報酬制度(役員向け株式交付信託)を導入しており、その限度額は信託期間3年間について、金100,000千円と定められております(2017年6月28日開催の第59回定時株主総会において承認)。

本制度は、当社の中長期的な企業価値および株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、業績指標の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時にポイント数に相当する数の当社株式等の交付を行うものであります。

業績連動型株式報酬に係る指標は、中期経営計画において对外公表しております「連結売上高(評価割合30%)」と「連結営業利益(評価割合70%)」の達成率であり、達成率に応じて設定された係数を、役位別の基礎ポイントに乗じて付与するポイント数を決定しております。なお、役付役員の基礎ポイント換算金額は、総報酬額の10%程度で設定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。2020年3月期の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数は以下の表の通りです。なお、表はPDF版のみの掲載とさせていただきます。

■該当項目に関する補足説明

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		固定報酬	業績連動報酬		退職慰労金	
			賞与	株式報酬		
取締役 （社外取締役を除く）	89,520	81,770	7,750	—	—	5
監査役 （社外監査役を除く）	13,900	13,900	—	—	—	1
社外役員	21,900	21,900	—	—	—	4

（注）取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、役位ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること、会社業績と連動したものであること、中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること、株主との利益意識の共有を重視したものであること、報酬決定のプロセスに透明性及び客観性が担保されていることを基本方針としております。

以上の方針をもとに、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により、報酬額を決定しております。取締役会で報酬を決議する際には、取締役会のもとに設置されている、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める指名・報酬協議委員会において個別・具体的な内容について協議を行い、その協議内容を取締役会に報告し審議することで、透明性及び客観性を確保しております。

なお、取締役の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は、年額50,000千円以内と定められております（2008年6月27日開催の第50回定時株主総会において承認）。

当社の取締役の報酬体系は、役位に基づく「基本報酬」、短期業績に連動する「役員賞与」、中期経営計画の業績目標に連動する「業績連動型株式報酬」で構成されております。

「基本報酬」は、役位別に設定された金銭を毎月支給するものであり、その報酬水準については、指名・報酬協議委員会において、他の上場企業の報酬水準などとの比較・分析を行うことで、客観性を確保しております。

「役員賞与」は、事業年度における業績結果に応じて、役位別基本報酬に0～30%の係数（業績係数）を乗じた金銭とし、年に一度支給するものです。業績係数は連結営業利益計画を基に作成された社内目標に対する達成率で決定されます。なお、急激な業績変動が予測されるなど特別な事情が生じた場合には、計画の達成率に係らず、指名・報酬協議委員会において、総合的な観点から個別・具体的な金額の協議を行い、その結果を取締役に報告し、取締役会で決議することがあります。

社外取締役を除く取締役を対象とした「業績連動型株式報酬」は、株価の変動による利益の一致を株主と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたもので、中期経営計画の業績目標（連結売上高、連結営業利益）の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式等を交付するものです。

当事業年度における業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、新型コロナウイルス感染症の影響により中期経営計画の策定を見送ったことにより、定めることができませんでした。従いまして、ポイントの付与は行っておりません。

役員の報酬等の額、またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会ですが、役員報酬制度や評価制度の構築・改定に係る協議や、固定報酬、業績連動報酬の妥当性、評価結果に関する検証は、あらかじめ指名・報酬協議委員会において協議を行っております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

常勤監査役が取締役会資料を事前に入手し、必要であると思われる議事等につきましては、社外監査役に補足説明を行っております。また年2回開催されております全国事業所長会議、その他年中行事にも出席いただき、各取締役から当社グループの現状の説明も行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
古里 龍一	相談役	長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、経営その他の事項に関する相談要請に応じて助言を行っております。	勤務形態：非常勤 報酬の有無：有	2008/06/27	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

・当社は相談役・顧問制度に関する内規を定めており、その選任は取締役会の決議事項となっております。
・上記の「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長を退任した日を記載しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会

当社の取締役会は7名の取締役で構成されており、うち2名は社外取締役であります。取締役会は毎月開催の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催しており、十分な議論の上の的確かつ迅速に意思決定を行っております。また、取締役会では法令で定められた事項や経営に関する重要案件を決定すると共に、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。

指名・報酬協議委員会

当社は取締役の指名、報酬等に係る取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会のもとに社外取締役を委員長とする、任意の指名・報酬協議委員会を設置しております。指名・報酬協議委員会は、取締役会の求めに応じて、取締役の選任および解任に関する株主総会議案、取締役および重要な使用人の個人別の報酬等に関して協議を行い、取締役会に対してその協議内容の報告を行っております。指名・報酬協議委員会は委員3名で構成されており、うち2名は社外取締役であります。

監査役会

監査役会は3名の監査役で構成されており、2名が社外監査役で1名が常勤監査役であります。監査役の活動は、取締役会に出席し、取締役の職務執行ならびに当社の業務や財政状況の監査を実施しております。また、代表取締役との意見交換会、決裁書類その他重要な書類の閲覧・監視等を行っております。

内部監査室

当社は内部統制の徹底と業務プロセスの適正化、法令・規約の遵守、手続の正当な執行等の目的で内部監査室(2名)を設置しており、継続的に実地監査を実施しております。

会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結し、独立した専門家の立場から外部監査を受けております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人における業務執行社員の継続監査年数は7年を超えておりません。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役は、内部監査室より内部監査の方針と実施計画および内部監査の結果報告を受けると共に、期初の計画策定時、定期内部監査報告書・フォローアップ監査報告書の閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。また、会計監査人の監査計画、四半期レビュー報告および監査報告の聴取、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、監査来訪時に定期的に情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。内部監査室は、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。

リスク管理委員会

当社は、リスク管理を行う全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置しており、年2回および臨時に開催し、社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討・実施しております。大規模な災害、事故等が発生したときは、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置して対応する体制を構築しております。

コンプライアンスライン

当社は、使用人に対し社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施しております。また違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、相談窓口に通報した者がそれを理由に不利益な取扱いを受けないよう社内規程で定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役設置会社であり、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、社長直轄の内部監査室を設置し、日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図っております。

当社の事業は、生産、販売、管理とその範囲が明瞭でかつ相互の関連性が高いことから、各執行責任を有する取締役がお互いに意見交換した上で、意思決定を行うことによって、互いの経営責任が明確になり、迅速な意思決定と業務執行が可能になると考えております。こうした観点から、経営と生産・販売現場が一体となり、事業拡充を進めることができる、現在の取締役、監査役制度を一層強化していくことが、コーポレート・ガバナンスを充実させると判断しております。

また、当社は経営監視機能として、常勤監査役1名および社外監査役2名の体制で、取締役の職務執行ならびに国内子会社の業務や財政状況の監査を行っております。このうち社外監査役2名は独立役員として指名しており、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会や当社の全国事業所長会議等にも参加し、経営監視の実効性を高めております。当社では社外取締役および社外監査役が独立・公正な立場で、各取締役の職務執行状況を監視するガバナンス体制が整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	今年度開催の定時株主総会は集中日の8日前に開催いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	今年度より招集通知の英文での提供を開始いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算短信、本決算短信発表後、1ヶ月以内をめぐりに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにてIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ経営企画部にIR担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	取引先との間で、またメーカーとして環境保全活動を実施しております。
その他	コンプライアンスマニュアルを策定し、ステークホルダーの立場の尊重について定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

会社業務の適法性・効率性の確保ならびにリスク管理に努めるとともに、社会経済情勢その他の環境の変化に応じて適宜見直しを行い、その改善・充実を図っていくことを内部統制システムに関する基本的な考え方としております。

2. 整備状況

(1) 2006年5月の取締役会で決議しました内部統制システム構築の基本方針(2012年4月一部改定決議)に沿い、その整備を進めております。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制として、企業理念、行動規範、企業行動指針、企業倫理、社内通報体制を記載した冊子を作成し、グループ企業を含めた全社員に配布し啓蒙に努めております。

(3) 取締役および使用人の職務の執行にかかる情報の保存および管理につきましては、重要会議での議事録、稟議書や契約書など情報等の種類ごとに、各担当部署にて適正に保存および管理する体制を整えております。

(4) 損失の危機管理に関しましては、社内にあるリスクの洗い出しを行い、重要リスクにつきましては適正な対策を講じる体制の整備を進めております。

(5) 取締役の職務の執行体制につきましては、定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会規程により定められている事項およびその付議基準に該当する事項はすべて取締役会に付議することを遵守し、重要事項の決定を行っております。

(6) 監査役の監査が実効的に行われる体制として、監査役と内部監査室は監査報告書閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。また、監査役と会計監査人は定期的に情報交換を行い、効率的かつ実効的な監査のできる体制を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断してまいります。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

上記の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、当社の「コンプライアンスマニュアル」に明記し、社員に周知徹底しております。社内の体制としましては、グループ総務人事部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力および団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるように体制の整備を進めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

敵対的買収に対する防衛策につきましては、「株主価値の拡大」を第一義的に考え、現在検討中でございます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 適時開示の基本方針

当社は、会社法および金融商品取引法ならびに東京証券取引所の適時開示に関する規定を遵守し、情報開示を行っております。適時開示規則の基準に該当する情報は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)にて開示し、当社ウェブサイトにも掲載いたします。また、関係法令および適時開示規則の基準に該当しない場合でも、投資家にとって重要な情報と判断できるものについては、速やかに任意開示することに努めております。

当社は、フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守し、未公表かつ投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断した決定事実、発生事実および決算情報等を一部の株主や投資家等のみに開示することは行いません。

(2) 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

a. 決定事実

重要な決定事実については、定例取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事項について、開示が必要か否かは情報管理責任者(管理本部長)を中心に検討し、開示が必要な場合には、迅速に行うよう努めております。必要に応じて会計監査人による監査および監査役による意見、助言を適宜受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

b. 発生事実

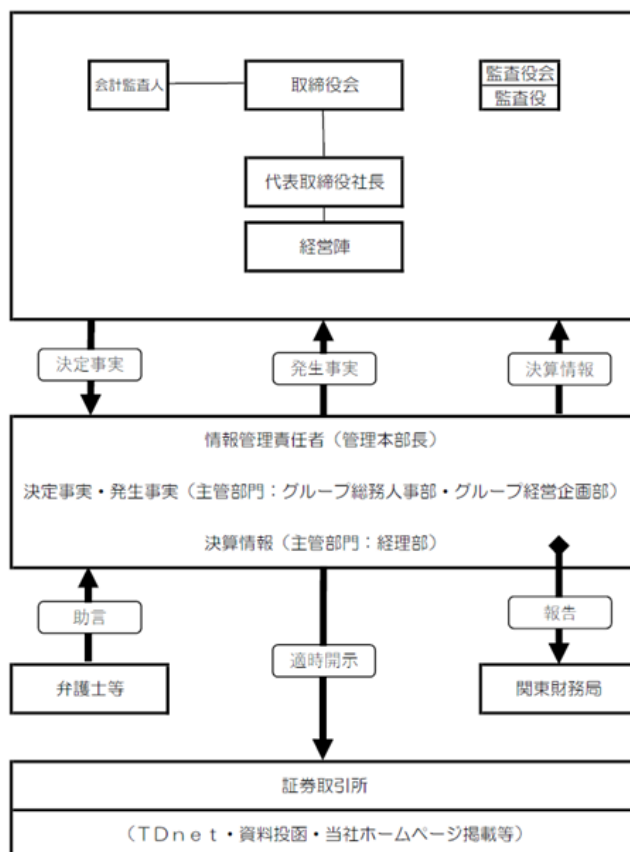
災害・事故・紛争・情報漏洩等については、当社危機管理規程に基づき、事案発生後に主管部門にて情報収集を行い、必要に応じて弁護士等による助言を適宜受け、情報管理責任者(管理本部長)を中心に情報開示の検討準備をいたします。その他の発生事実については、当該部署より情報を入手して、適時開示項目に該当する場合、経営陣への報告または必要に応じ取締役会決議を経て、迅速に情報開示をいたします。

c. 決算情報

決算に関する情報については、経理部が作成、開示を行っております。決算数値等については、取締役会決議を経て、経理部より速やかに適時開示を行います。

d. 情報管理

重要事実については、当社およびグループ会社に内部者取引管理規則を制定し、それに基づき、重要事実の管理方法を定め、グループ会社間での重要事実情報の報告ルート、自社株式の売買への制限設定、重要事実に基づく株券等の売買の禁止を行うなど情報管理の徹底、およびインサイダー取引の未然防止を図っております。



株主総会

